



通

達

平成 21 年 3 月 25 日(改訂版)

社長 大中勝博

### 【休業】

第一次休業は平成 21 年 2 月 21 日から平成 21 年 3 月 20 日までの期間で 4 日間を実施致しました。今後は No Work No Pay の原則を適用致します。現に仕事に従事して頂いている皆さんには是非、仕事を譲って下さい。運悪く仕事が無い人は休業によって雇用を護ります。その具体施策は以下の通りとします。

- (1) 休業には、就業時間 1 時間以上の短縮(時短・WorkShare)を含むものとします。
- (2) 第二次休業は平成 21 年 3 月 21 日より平成 21 年 6 月 20 日までとします。
- (3) 休業対象は開発部の皆さんとの内、本社とリコー事業所の人とします。
  - a . 本社では毎週月曜日は休業・研修日とし、研修を実施します。その他の日では、3/21 ~ 4/19 までの休業日は情報処理試験の受験準備として自学に充てて下さい。4/21 ~ 6/20 の休業内容については別途ご通知をします。
  - b . リコー事業所で 6.5h、7.0h 就業のチームでは夫々 1.5h、1.0h の休業(時短)に結果としてなってしまった場合にのみ補償を致します。1 日 7.5h 就業なら、所定 8.0h に対する 0.5h の不足は No Work No Pay の原則適用です。
- (4) 休業中(時短を含む)の補償は通常給与(該当時間換算)の 70 %とします。

### 【人事】

植木 敦之 就業規則第 27 条 2 . により平成 21 年 4 月 1 日 ~ 6 月 30 日までの所定の日に付き(個別指定)休業とする。尚、別途指定する日は休業・研修日とし、受講(全日)を命ずる。

村上 雅彦 就業規則第 27 条 2 . により平成 21 年 4 月 1 日 ~ 6 月 30 日までの所定の日に付き(個別指定)休業とする。尚、別途指定する日は休業・研修日とし、受講(全日)を命ずる。

### 【総務通達】

勤務状況が悪い人が散見されます。就業規則第 34 条、第 36 条を再読して下さい。毎朝、就業場所に駆け込むのではなく、始業前の準備を要請されております。また、遅刻や欠勤をする場合は、始業時刻までに本社に電話を下さい。本社の始業は皆様の様々な始業時刻の中間値を探って、現在 9:30 としています。

### 【処分】

植木 敦之 勤務状況(平成 21 年年 1 ~ 3 月の遅刻・早退)が悪く、就業規則第 46 条および第 47 条により 3 月給与の 1/15 減給処分にする。

分部 貴子 勤務状況(平成 21 年年 1 ~ 3 月の遅刻・早退)が悪く、就業規則第 46 条および第 47 条により 3 月給与の 1/20 減給処分にする。

### 【月例会】

日時 : H21.4.20(月) 18:30 ~ 19:30 本社(重要事項の発表につき各人、日程調整願います)  
議題 : 新人の紹介  
当社の経営状況について  
当社の新事業について  
当日、旧版の就業規則を回収しますので持参して下さい。新版と交換します。